

平成30年分の確定申告をされるかたへ

担当 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、平成30年中（1月1日から12月31日まで）に納付した全額が社会保険料控除の対象です。

●特別徴収のかた（年金から保険料を天引きされているかた）

年金の源泉徴収票をご確認ください。（社会保険料控除の対象となる額が記載されています。）

●普通徴収のかた（口座振替や納付書によりお支払いされているかた）

口座振替されている口座の通帳や領収証書をご確認ください。

また、ご自身以外（ご家族のかたなど）の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額は、納付したかたの社会保険料控除の対象となります。

お問い合わせ先

内容	お問い合わせ先
納付した後期高齢者医療保険料額	お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当課
確定申告(※)	所轄の税務署 または お住まいの市(区)町村の住民税担当課

※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給しているかたでも、収入の申告をしていないと保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

医療費の返還を求める場合があります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

適正な医療の給付を図るため、以下のような場合は支払いを求める納付書をお送りしております。

●被保険者資格の喪失等に伴う医療費の支払い

転出等により被保険者資格を失った後、又は資格を取得される前に、当広域連合の被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合、当広域連合が負担した医療費を返還していただきます。

●負担割合の変更に伴う差額分の支払い

所得の修正申告等により、医療機関等の窓口でご負担いただく負担割合が1割から3割に変更となった場合、その期間の差額を返還していただきます。

※負担割合が3割から1割に変更となった場合、差額分を請求の際は申請手続が必要となりますので、お住まいの市(区)町村窓口でお手続きをお願いします。

歯科口腔健康診査を受診していないかたは 早めに受診しましょう

広域連合が行う76歳のかたの歯科口腔健康診査(昭和17年4月2日から昭和18年4月1日に生まれたかた)は、平成30年12月28日まで受診できます。早めに受診しましょう。

